



〈PROFILE〉平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

## 相談事例

# マイナンバー制度が始まった。 今、やらなくてはならないことは? (その3)

### 11月号の続き

ご質問者は小規模事業所だということですが、マイナンバー制度への対応について規模が小さい企業ではまだ具体的な対策はほとんど取られていない状況にあると思われます。

そうした小規模事業所に向けて特定個人情報保護委員会では「小規模事業者必見!マイナンバーガイドラインのかんどころ～入社から退職まで～（平成27年4月版）」を発表してくれています。とてもシンプルで分かりやすいのでここにご紹介します。

#### 入社

- ・社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書など）を取得しましょう。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することをお知らせ！
- ・社員からマイナンバーを取得したら、個人番号カードなどで本人確認を行いましょう。

- ・マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管しましょう。
- ・マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウイルス対策ソフトを入れておきましょう。
- ・源泉徴収票などの作成

- ・マイナンバーを扱う人を決めておきましょう。
- ・マイナンバーの記載や書類を提出したら、業務日誌などに記録するようにしましょう。
- ・源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人々に見られたり、机の上に出しちゃなし

にしたりしないようにしましょう。

**退職**  
・退職所得の受給に関する申告書など、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれています。

・退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能！

・保存期間が過ぎたものなど、必要がなくなったマイナンバーは廃棄しましょう。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけません。

#### 支払調書の作成

- ・税理士や大家・地主などからマイナンバーを取得しましょう。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することをお知らせ！本人確認も忘れずに！
- ・気をつけることは、社員のマイナンバーと同じです。

#### 個人番号カードの交付申請

マイナンバー制度が施行になり既にマイナンバーが通知されました。さて、個人番号カード（マイナンバー・カード）の交付は申請すべきかどうか迷つてみえる方が多いように見受けられます。カードの盗難や紛失などを考えると、慎重にならざるを得ないことも理解できますが、現在は無料であっても将来も無料である保障はなく、社会的インフラを目指しているということや、3年後の本格的利活用を予想すると、交付申請したほうが得策のよう気がしています。ちなみに、小生は交付申請しました。